

## 議案第9号

基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

基山町長 松田 一也

## 基山町条例第 号

基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

基山町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- （5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部が改正され、国民健康保険の住所地特例を適用されている者が後期高齢者医療に加入した場合は、特例を引き継

ぎ従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされることとなるため、基山町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要がある。

平成30年 3月 15日原案可決